

2026年1月30日

九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所操業差止訴訟の第52回口頭弁論が行われました

## — 証人尋問を実施 —

本件は、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年1月31日）から第51次（2025年5月8日）にわたり、提訴されたものです。

本日、佐賀地方裁判所において標記の口頭弁論が行われ、原告側証人に対する証人尋問が行われました。なお、次回（2026年2月20日）以降も3回の口頭弁論にわたって、証人尋問が行われます。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以上